

# 静岡市生涯学習推進大綱（要約版）

## 序章 策定にあたって（本文 1ページ）

- 1 策定のねらい
  - ・生涯学習推進大綱策定の目的を明らかにします。
- 2 策定の経緯
  - ・合併前の静岡市、清水市の過去の策定状況と、合併後の経緯を記しています。
- 3 大綱の構成
  - ・基本構想と推進計画の2部構成となっています。
- 4 計画期間
  - ・この大綱は今後10年間を見据えたものです。

## 体系図（本文 2ページ）

## 施策一覧（本文 3ページ）

### 【基本構想】

#### 静岡市が目指す生涯学習社会（本文 9～11ページ）

- ・静岡市第1次総合計画には「まちづくりの大綱」が定められており、生涯学習活動の面から実現していくため「**学びあい、援けあい、つながりあう社会**」を基本目標に掲げています。
- ・次の3項目を本市の生涯学習施策の実施における基本的な指針とします。
  - 1．一人ひとりの社会的な自立を支えること
  - 2．豊かな人間関係を醸成し、地域に援けあいの心を育むこと
  - 3．身近な課題について理解を深め、地域づくりへの参加を促進すること

#### 1 社会的自立を促す生涯学習（本文 12ページ）

社会的自立を支える学習環境を整備します

- 施策の方向
- ・生きていくための基本的な力を育む学習支援
  - ・リカレント教育の推進
  - ・社会的に困難な立場にある人への学習支援の強化

#### 2 豊かな人間関係を育む生涯学習（本文 14ページ）

学習環境の整備を通して、地域に豊かな人間関係を育みます

- 施策の方向
- ・家庭や地域の教育力の向上
  - ・地域における援けあいの心の醸成
  - ・一人ひとりの個性を尊重する豊かな人間関係の醸成

#### 3 地域課題に対応できる市民力を育む生涯学習（本文 15ページ）

地域課題の解決を目指して、市民力を高める学習支援を行います

- 施策の方向
- ・身近な地域課題への意識啓発
  - ・既存の学習成果・ネットワークの活用
  - ・「協働」による地域づくりの促進

# 静岡市生涯学習推進大綱（要約版）

## 推進施策

### 1 学習情報の充実

#### （１）学習情報の提供（本文 18ページ）

市民の学習のきっかけとなる学習情報の提供を行うため、関係機関との連携、地域の学びを支援します。

#### （２）学習機会の充実（本文 18～19ページ）

地域の課題を十分に把握し、必要とされる講座・手法などを検討し、学習機会の充実を図っていきます。

市民一人ひとりの学びたいという気持ちを具体的な学びへとつなげるため、既存の学習機会の一層の充実を図るとともに、新たな学習機会の創出に努めます。

### 2 支援体制の整備

#### （１）庁内体制の充実（本文 20ページ）

生涯学習関連部局を中心に、学習情報を整理するとともに、庁内の連携体制を整備します。

また、行政職員が、市民の相談役・パートナーとして、高まる市民力に対応できるように、職員の資質向上を図ります。

#### （２）団体・市民とのネットワーク構築（本文 20ページ）

行政の各所管と生涯学習関係機関のネットワーク化を図るとともに、団体相互のネットワーク構築の支援を行います。

また、学校教育に地域の人材を活かすとともに、学校の持つ教育機能を地域に還元するなど、地域と学校のネットワーク化を図ります。

#### （３）地域リーダーの育成（本文 21ページ）

地域の課題を自覚し、解決に向けて動き出す市民の支援を行い、地域の活動の核となる人材を育成します。

また、NPO やボランティア等の市民活動における知識・技術の蓄積を地域課題の解決につなげていけるよう、市民活動支援を行います。

### 3 学習施設の整備

#### （１）生涯学習拠点の充実（本文 22ページ）

市内には、様々な学習施設が整備されています。これらの施設の一層の充実を図ります。

また、市民が自分に適した学習施設を選択できるように、関係機関との連携を図ります。

#### （２）学校施設の有効活用（本文 22ページ）

地域の教育力を学校教育への活用を図るため、人材の発掘や育成に努めるとともに、学校の資源を地域の中に還元することで、学校が地域の生涯学習センター的機能を果たすことを目指します。

#### （３）生涯学習施設の管理運営の見直し（本文 23ページ）

生涯学習施設においては、市民ニーズにあったサービスが提供されることが重要であり、民間企業やNPOだけでなく、地域の人材（団体）の積極的な活用を検討していきます。

# 静岡市生涯学習推進大綱（要約版）

## 【推進計画】

### 1 学習情報の充実

#### （１）学習情報の提供（本文 27～29ページ）

生涯学習を推進するには、市民の参加意識を高め、実際の行動につながるような学習情報・学習機会の提供が重要です。各課が実施する施策の周知は、内容の一層の充実を図ります。また、市民が必要とする情報を適切に発信できるよう、職員の技能を向上させます。

#### （２）学習機会の充実（本文 30～33ページ）

学習情報の発信とともに、学習の機会を充実することが望まれるため、市民生活に直結する問題について、正確な知識の普及に努めます。

また、社会的困難を抱えた人々に対し、自立を支えるための学習機会を充実させるとともに、全市民に対しても啓発活動を行います。

### 2 支援体制の整備

#### （１）生涯学習総合案内窓口の設置（本文 34～37ページ）

政令指定都市となった静岡市には、市民に対する相談窓口業務の多くが加わりました。

そのため、市民にとって最も身近な行政機関である市の窓口を充実し、窓口担当職員の育成のため、意識啓発と専門業務の研修を充実します。

#### （２）団体・市民とのネットワーク構築（本文 38～42ページ）

市民との協働には、行政と市民に信頼関係が築かれていることが重要です。そのため、行政と市民の間に緊密な連携体制が必要となりますので、市民と向き合い、地域の課題解決に向けて、ともに考える仕組み作りを目指します。

#### （３）人材の育成（本文 43～45ページ）

地域の課題に気づき、解決に向けて活動する市民を育成することで、地域社会の自立や活性化を図ることができます。

市民の意識を高めるため、具体的な方法を提示して、地域内での行動に結びつけられる学習機会の充実を図ります。また、団塊の世代など、高い技能を持った世代を地域のリーダーとしての活用を検討します。

### 3 学習施設の整備

#### （１）生涯学習の拠点整備（本文 46～49ページ）

学習施設については、より一層、利用の普及・啓発を図るとともに、施設の利便性を高め、市民が活動しやすい施設を目指します。

また、講座の実施にあたっては、市民団体あるいは専門部署と協働し企画の段階から積上げ実施していく事業形態や、市民団体と行政内の専門部署との橋渡しの役割を進めていきます。

## 静岡市生涯学習推進大綱（要約版）

### （２）学校施設の有効活用（本文 ５０～５１ページ）

学校は地域にとって、コミュニティを始めとして、あらゆる形で中心となる施設として市民と深い関わりをもっています。

学校と地域・家庭との連携のため、学校施設の有効活用を進めます。利活用にあたっては、「児童・生徒のための教育施設」という学校の目的を見失うことのないよう、十分な配慮をもって検討します。

### （３）施設の管理運営（本文 ５２ページ）

施設の運営を行うにあたって、「だれが行うことが、市民にとって最良のサービスを提供できるか」を十分に考慮し、調査・検討を重ねます。

# 静岡市生涯学習推進大綱（要約版）

## 【推進協議会より今後に向けて - 多彩な立場を反映し、実動する計画を】

### 1 生涯学習推進協議会の継続

新市にふさわしい生涯学習振興の理念を明確にし、さらなる改善と拡充のため、生涯学習推進協議会を、発展的に継続させること。

### 2 情報集約の強化

地域で展開される生涯学習実践を把握し、その実態をふまえるため、現状把握に取り組むこと。

### 3 職員参加の強化

生涯学習推進計画策定の過程において、生涯学習関連施設職員の参画を強化させること。

### 4 各部局との対話の徹底

大綱の実動性を保証するため、関係各部局間の対話、各部局と推進協議会との対話を積極的に進めること。